

令和2年度第2回上越市地産地消推進会議次第

日時：令和3年3月23日(火)

午後2時から

会場：上越市役所 402 会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 上越市地産地消推進の店認定審査（新規店舗）

(2) 上越市地産地消推進の店認定審査（更新店舗）

(3) 令和2年度 地産地消推進事業報告

(4) 令和3年度 地産地消推進事業について

4 その他

5 閉 会

上越市地産地消推進会議委員名簿

(令和2年4月1日～)

No.	氏名	選出区分	備考	備考
1	湯沢 雅彦	食品関連事業者	上越食品衛生協会高田支部 理事 (株式会社シャトー・イグレック)	
2	勝島 勝美	食品関連事業者	上越食品衛生協会直江津支部 支部長 (勝島魚店)	
3	高橋 道代	食品関連事業者	上越商工会議所女性会 理事 (割烹 高はし)	
4	植村 孝弘	農林水産物販売事業者	えちご上越農業協同組合 営農部直売施設課 課長	
5	小森 茂	農林水産物販売事業者	新印上越青果株式会社 蔬菜部長	
6	五十嵐 紀文	農林水産物販売事業者	上越青果小売商業協同組合 理事 (五十嵐本店)	
7	松苗 初清	農林水産物販売事業者	株式会社 一印上越魚市場 常務取締役	
8	片田 和夫	農林水産物販売事業者	上越水産物商業協同組合 理事長 (金徳屋商店)	
9	井上 瑞枝	その他市長が必要と認める人	上越市地産地消推進の店 (喜多郎)	
10	齊藤 政明	市民(一般公募)		

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、上越産品を積極的に取り扱う小売店及び飲食店等を上越市地産地消推進の店（以下「推進店」という。）に認定し、当該推進店の地産地消推進の取組を広く市民や観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、もって本市における農林水産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 上越産品 次に掲げる生産物の総称をいう。

ア 農産物 本市の区域内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物をいう。

イ 水産物 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻をいう。

ウ 畜産物 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳をいう。

エ 加工品 アからウまでに掲げる食材を主原料として加工した食品をいう。

(2) 小売店 本市の区域内に存するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等をいう。

(3) 飲食店等 本市の区域内に存するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。

(4) 上越地域 本市、妙高市及び糸魚川市の区域をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、推進店の認定に当たり、認定基準を策定するものとする。

2 市長は、前項の認定基準（以下「認定基準」という。）の策定に当たり、あらかじめ第13条第1項に規定する上越市地産地消推進会議（第5条第2項において「上越市地産地消推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

(認定申請)

第4条 推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、上越市地産地消推進の店認定申請書（第1号様式）に、市長が別に定める事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、推進店の認定の可否を決定したときは、上越市地産地消推進の店^{認定}通知書（第2号様式）により通知するも

却下

のとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、あらかじめ上越市地産地消推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により推進店として認定したときは、当該認定を受けた申請者（以下「認定推進店」という。）に対し、上越市地産地消推進の店認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、必要に応じ、販売促進用資材の交付又は貸与を行うものとする。

（認定証の掲示及び広報）

第6条 認定推進店は、店内又は店頭をよく見える場所に交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う上越産品の広報に努めなければならない。

2 市長は、認定推進店の名称、連絡先その他認定推進店に関する情報を市の広報誌、ホームページ等への掲載その他の方法により、広く市民等に周知するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 推進店の認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、当該認定の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

（認定の更新）

第8条 認定推進店は、認定期間の満了後も引き続き推進店の認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了の日までに、市長に対し認定の更新を申請することができる。この場合において、認定の更新を受けようとする認定推進店は、市長が別に定める事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前条の規定による認定の更新について準用する。

（認定の辞退）

第9条 認定推進店は、その営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに上越市地産地消推進の店認定辞退届（第4号様式）を市長に提出するとともに、交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。（前条の規定による辞退の届出がない場合に限る。）
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条の規定による実績報告が同条に定める期限までになされないとき。
- (4) 消費者の信頼又は上越産品のイメージを著しく失墜させると市長が認めるとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上越市地産地消の店認定取消通知書（第5号様式）により、認定推進店に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 認定推進店は、地産地消の推進の取組状況を、上越市地産地消推進の店実績報告書（第6号様式）により毎年度末日までに市長に報告しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、認定推進店が認定基準を満たしているか否かについて、必要に応じて調査をすることができる。

（上越市地産地消推進会議）

第13条 市長は、本市における地産地消の推進に関し必要な事項を審議するため、上越市地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進店の認定基準に関し、第3条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 推進店の認定に関し、第5条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 上越産品の生産及び消費の拡大に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 食品関連事業者の代表者
- (2) 農林水産物販売事業者の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める人

4 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 推進会議の会議は、会長が議長となる。

9 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 推進会議の庶務は、農政課において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市地産地消推進の店認定申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

次のとおり上越市地産地消推進の店の認定を申請します。

店舗の名称			
連絡先	住所：〒 — TEL： FAX： E-mail： 担当者：（所属） （氏名）		
ホームページ アドレス			
業態・業種 （いずれかに ○）	小売店	スーパーマーケット 八百屋 魚屋 農産物直売所 その他（ ）	
	飲食店等	ホテル 旅館 割烹 レストラン 居酒屋 その他（ ）	

※ 店舗の名称の欄には、認定を受けようとする店舗の名称を記載してください。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）ではありません。
- (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、又は経営等に関与することはありません。
- (4) 暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (5) 上記の(1)から(4)までに反する場合は、この申請を却下され、認定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

認定
上越市地産地消推進の店 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市地産地消推進の店の認定について、次
と お り 認 定
の したので通知します。
理由により申請を却下

認定	業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
却下	理 由	

第3号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店認定証

認定第 号

上越市地産地消推進の店

様

上越産品を積極的に販売し、活用し、及びPRし、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承に寄与する店であることを認定します。

年 月 日

上越市長 印

第4号様式（第9条関係）

上越市地産地消推進の店認定辞退届

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年 月 日付で認定を受けた上越市地産地消推進の店について、認定を辞
退しますので、次のとおり届け出ます。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 を 希 望 す る 理 由	

第5号様式（第10条関係）

上越市地産地消の店認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で認定をした上越市地産地消推進の店について、認定を取り消したので通知します。なお、認定に当たり交付又は貸与を受けた上越市地産地消推進の店認定証及び販売促進用資材は、速やかに返却してください。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ） 飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

第6号様式（第11条関係）

上越市地産地消推進の店実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年度の地産地消の推進の取組状況について、次のとおり報告します。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
取 組 実 績	上越市地産地消推進の店実績明細書に記載のとおり
認 定 の 更 新	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 推進店の認定の更新を希望する場合は、別紙の事業計画書を提出してください。

上越市地産地消推進の店認定基準等

令和3年3月23日
上越市地産地消推進会議
資料 NO. 2

1 対象店舗

- 小売店・・・市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
- 飲食店等・・・市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル 等

2 認定基準

(1) 小売店

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	おおむね一年を通じて、地場産の食材・加工品の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8)	地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9)	地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11)	地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	上越市産米を100%使用する店
	(7)	地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8)	上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

3 上越産品の定義

- ア 農産物 … 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物
- イ 水産物 … 上越地域*で水揚げされる魚介及び海藻
- ウ 畜産物 … 上越地域*で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- エ 加工品 … アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

*「上越地域」とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域

*「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、下記の16品目を指します。

高田シロウリ、仁野分しょうが、頸城オクラ、みょうが、ばななかぼちゃ、なますかぼちゃ、曲がりねぎ、オニゴショウ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ、なす、オータムポエム、枝豆、カリフラワー、アスパラ菜

令和2年度 地産地消推進事業報告

1 地産地消推進の店認定数

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
R1 年度末合計	167 店	54 店	113 店	125 事業者
令和2年度第1回会議 認定数 (R1. 6. 25)	2 店	1 店	1 店	2 事業者
認定更新なし	△2 店	△1 店	△1 店	△2 事業者
認定取消 (閉店・辞退等)	△8 店	△1 店	△7 店	△6 事業者
令和2年度第2回会議 認定数 (R3. 3. 23)	11 店	2 店	9 店	9 事業者
R2 年度末合計	170 店	55 店	115 店	128 事業者

※1：更新なし、認定取消の理由

書類の提出が面倒	3 件
地場産のものを使用できなくなってきた	1 件
店舗リニューアル	1 件
閉店	5 件

2 取組、PR事業

①「おうちで地産地消 テイクアウトができる地産地消推進の店」の紹介

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として不要不急の外出の自粛が求められた4月から、特に飲食店等への集客が厳しい状況にあることから、テイクアウトを行っている店舗情報を市ホームページに掲載している。(4月末～現在まで 49 店舗)

HP アドレス <https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/syoku-iku/tisan-tisyo-takeout.html>



» 「おうちで地産地消」 テイクアウトができる地産地消推進の店

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日: 2020年6月3日更新

テイクアウトができる地産地消推進の店(飲食店等)のご紹介 (注)随時更新

新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」が示され、今後も継続的な対策が必要です。地産地消を推進している「上越市地産地消推進の店」の飲食店では、テイクアウトができるメニューを取り揃えています。いつもお店で食べている地産地消推進の店の味を、テイクアウトでのおうちでも味わえます。



(注) 店舗の営業時間、内容等に変更が生じる場合がありますので、事前にご確認ください。
 (注) 休業中の店舗もありますが、テイクアウトには対応しています。また、一部店舗では配達にも対応しますが、状況により対応できない場合があります。
 (注) 上越市地産地消推進の店の詳しい情報は「[上越市地産地消推進の店ガイド](#)」をご覧ください。

② 「上越市地産地消推進の店ガイド」の作成

○市民や観光客等が、必要な時に店舗情報が収集できるよう「地産地消推進の店ガイド」を市ホームページに掲載した。

HP アドレス <https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/syoku-iku/tisan-tisyo.html>



○「上越市地産地消推進の店ガイド」の周知チラシを作成し、地産地消推進の店や市内施設等に配布し、地産地消推進の店の利用促進を図った。

- ・印刷部数：5,000 枚
- ・配布先：地産地消推進の店全店、区総合事務所、市内観光案内所、上越市役所南・北出張所、その他市施設及び観光施設



③ 「やっぱり上越産！買って・食べて・当てちゃおう！」上越市地産地消推進キャンペーン

・目的：市内の地産地消を推進するとともに、地産地消推進の店の利用促進を図る。

また、「農産物」「水産物」「畜産物」「上越産食材を使用した加工品」やそれらを使用した商品や料理をキャンペーン対象商品とすることで、上越産品を市民及び観光客へPRし、生産と消費の拡大を図る。

- ・期間：令和2年8月10日から10月31日まで開催
- ・内容：上越市地産地消推進の店の40店舗が、様々な上越産食材やそれらを使った料理や商品を提供し、対象商品を注文または購入しスタンプを集めて応募すると、抽選で参加店共通商品券（3,000円、1,500円、500円）や上越産農産物が当たる。
- ・応募数：1,456件
- ・その他：応募状況は別紙1を参照

④ 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材を交付。
- ・認定店が使用しているのぼり旗等に劣化が見られる場合、新たなのぼり旗等を交付。



⑤ その他周知等

- 地産地消推進の店の飲食店へ「新潟県 Go To Eat キャンペーン」食事券取扱店登録についての情報提供を行った。(現在、地産地消推進の店 73 店舗が登録)
- 地産地消推進の店の周知として、交通政策課と連携し 12 月から 2 月までの 3 か月間、タクシーの車体、鉄道、バスの車内に地産地消推進の店の広告を掲出した。



⑥ 参考：上越市食育推進計画における地産地消推進の取組

第 3 次上越市食育推進計画を推進するための上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を実施。

- ・地場の食品、郷土料理を取り入れた学校給食の推進（教育総務課）
- ・地域食材による給食の提供（教育総務課）
- ・学校給食用野菜産地の育成（教育総務課）
- ・直売所情報の発信（農政課）
- ・園芸振興事業（農政課）

3 実績報告

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づき、各店舗の令和 2 年度における地産地消の取組実績の確認。

- ・対象：全店舗
- ・結果は当日配布資料（別紙 2）のとおり

応募状況と応募者アンケート結果

■実施期間 令和2年8月10日(月・祝)～10月31日(土) 83日間

■応募方法 対象商品を注文もしくは購入すると、500円(税込)につき1つのスタンプがもらえ、スタンプを集めて、参加店舗に設置してある応募箱に応募する。

(令和元年度は、対象商品1点に対し金額に関係なくスタンプを1つ押印すること、キャンペーン期間が8月の1か月間であったことなどから、単純に前年度比較はできませんが、今後の参考とします。)

■応募数 1,456件 (参考:令和元年度:283件)

■スタンプ数 4,142個

■複数店舗を回った人数 42件 (全体の2.9%)

■回答者構成

男女別

性別	令和2年度		参考:令和元年度	
	人数(人)	%	人数(人)	%
男	473	32.5%	100	35.3%
女	983	67.5%	181	64.0%
無回答	0	0.0%	2	0.7%
計	1,456	100.0%	283	100.0%

年代別

年代	令和2年度		参考:令和元年度	
	人数(人)	%	人数(人)	%
10歳未満	24	1.65%	11	3.9%
10代	40	2.75%	6	2.1%
20代	135	9.27%	18	6.4%
30代	150	10.30%	24	8.5%
40代	178	12.23%	57	20.1%
50代	239	16.41%	51	18.0%
60代	331	22.73%	65	23.0%
70代	323	22.18%	43	15.2%
無回答	36	2.47%	8	2.8%
計	1,456	100.0%	283	100.0%

居住地別

居住地	令和2年度		参考:令和元年度	
	人数(人)	%	人数(人)	%
上越市内	1117	76.7%	224	79.2%
新潟県内 (上越市以外)	244	16.8%	32	11.3%
新潟県外	93	6.4%	27	9.5%
無回答	2	0.1%	0	0.0%
計	1,456	100.0%	283	100.0%

■参加店舗別応募数及びスタンプ数

参加店舗	応募店舗	スタンプ数
1 むら市場	3	4
2 あるるんの杜 杜もりモール	40	104
3 あるるんの杜 六花の里	21	56
4 いたくら亭	4	12
5 浦川原物産館	28	67
6 男気パスタ。ぱぜすこ	13	43
7 カフェ&ダイニング リラックス	9	10
8 株式会社 農業法人 久比岐の里	1	1
9 くわどり湯ったり村	50	133
10 ジュ・タドー	34	102
11 和ごころ 愉快	89	267
12 NICK' S Be Café	1	1
13 中国料理 王華飯店	13	29
14 ビストロ サブリーユ	36	108
15 雪だるま物産館	10	32
16 雪むろそば家 小さな空	14	30
17 レストラン味彩	6	10
18 レストラン・トゥジュール	137	410
19 ワイナリーレストラン 金石の音	242	725
20 うみてらす名立 食彩鮮魚市場	5	9
21 勝島魚店	3	4
22 旬菜 かがりび	34	73
23 富寿し 高田駅前店	3	5
24 富寿し 南本町店	0	0
25 富寿し 春日亭	2	6
26 富寿し 直江津店	0	0
27 TOMMY SAY	0	0
28 マリンホテル ハマナス レストラン「海月」	56	163
29 NIKU BAR 18	2	6
30 お食事の宿・旅人の宿 わすけ	0	0
31 お食事処 きすや	25	75
32 喜多郎	59	177
33 天ふら 若杉	42	105
34 松風園 藤作	200	600
35 和味旬菜 藤作別館	73	213
36 和ダイニング 藤作	147	420
37 手作り料理と地酒 おと 仲町店	1	3
38 手作り料理と地酒 おと 御幸町店	0	0
39 季楽	5	13
40 らーめん だいじ	48	126
合計	1,456	4,142

■希望する景品

希望景品	令和2年度		参考: 令和元年度	
	人数 (人)	%	人数 (人)	%
参加店舗共通商品券3,000円	537	36.9%	62	21.9%
参加店舗共通商品券1,500円	110	7.6%	56	19.8%
参加店舗共通商品券500円	46	3.2%	—	—
上越産品農産物などの詰合せ	114	7.8%	22	7.8%
無回答	649	44.6%	143	50.5%
合計	1,456	100.0%	283	100.0%

■アンケート結果

Q1 今回のキャンペーンを知っていましたか。

項目	令和2年度		参考:令和元年度	
	人数(人)	%	人数(人)	%
知っていた	278	19.1%	76	26.9%
知らなかった	748	51.4%	141	49.8%
無回答	430	29.5%	66	23.3%
計	1,456	100.0%	283	100.0%

Q2 今回のキャンペーンはどうでしたか。

項目	令和2年度		参考:令和元年度	
	人数(人)	%	人数(人)	%
とても良かった	499	34.3%	109	38.5%
良かった	503	34.5%	98	34.6%
あまり良くなかった	10	0.7%	4	1.4%
良くなかった	0	0.0%	1	0.4%
無回答	444	30.5%	71	25.1%
計	1,456	100.0%	283	100.0%

Q3 「上越市地産地消推進の店」をご存知でしたか。

項目	令和2年度		参考:令和元年度	
	人数(人)	%	人数(人)	%
知っていた	340	23.4%	98	34.6%
名前なら聞いたことがあった	314	21.6%	69	24.4%
知らなかった	364	25.0%	50	17.7%
無回答	438	30.1%	66	23.3%
計	1,456	100.0%	283	100.0%

アンケートその他意見・感想

キャンペーンについて

【キャンペーンの開催・店舗・食材について】

好意的意見	キャンペーンがあることはとてもいいことだと思う。
	地産地消のお店めぐりができる企画はとても良い。
	上越の美味しい食べ物を県外はもちろん地元の人にもっと知ってほしいので良いキャンペーンだと思う。
	外食の機会が減っていたので、いいキャンペーンだと思った。
	地域活性化のためにも色々なキャンペーンを計画してほしい。
	キャンペーンのおかげで、行ったことのないお店に行くきっかけになった。
	いろんな店を知る良い機会になった。
	キャンペーンのパンフをみて初めて安塚区まで出掛けてみた。新しい発見があり楽しみが増えた。
	コロナの影響で他県に行けないこともあり、地元の食や材料に目を向けている。このようなイベントで知らせてもらうと、近くで気づかなかったお店を知れて嬉しい。
	初めて行ったお店ばかりだったが、とてもいい感じだった。
	上越市はすばらしい食材がたくさんあるので、それを知るよい機会である。
	メニューを見て、地元には美味しい食材が豊富だと思った。
	1年を通して開催してもらいたいほど知らない物が食べられた。
上越を改めて知ることができた。	
プレゼントというお楽しみがあると出かけたくなる。	
要望	生産者の顔がもっと見れると良い。
	毎年キャンペーンを楽しみにしている。地物の食材を応援している。来年も待っているので続けてほしい。

【実施方法について】

好意的意見	応募の上限金額が少なく、手軽に応募できてよかった。
	500円ごとに1つ押印で、気軽に集めることが出来てよかった。
	当日、お店で応募できてよかった。
	参加店舗・メニューが増え期間も長く応募しやすかった。これからもぜひ続けてほしい。
	今年は期間が長くてよかった。
改善意見・要望	行きやすい店が少ない。
	もう少しお店が多いと選択肢があるかと思う。
	地産地消特別メニューがあるといい。
	キャンペーン対象商品がもう少し多いと嬉しい。
	会計の所にキャンペーンの札があると分かりやすい。(スタンプ台紙をどこにあるかを聞いた)
	今回の注文が3200円のコースだったので、2口応募ができるとよかった。応募用紙を1枚しかもらえなかったので、ルールが把握できるといいと思った。
	当選本数が少なすぎる。
	指定商品でないとスタンプをもらえないのが難点。
地場産の食材がどのように使われているか表示してほしい。	
子どもが食べられるメニューを増やしてほしい。単品だけでなくランチで食べられるメニューがほしい。	
お店の方にこちらから言わないと応募用紙をもらえなかった。とても良いキャンペーンなのにもったいない。	

【PRについて】

好意的	パンフレットがとても見やすく楽しめた。
	マップ付きでお店に置いてあって良かった。
改善意見・要望	キャンペーンを行っていない店にも冊子を置きPRしてはどうか(道の駅など)。
	もっとたくさん宣伝して上越をPRしてほしい。
	もっと色々なところにポスターを貼ったり、テレビで発信したりしたほうがいい。
	告知の工夫をしてほしい。
	周知が図れていないと感じた。タウン誌に情報提供して周知を図ってはどうか。
	いろんな年代の人に知られるよう広めてほしい。
	キャンペーンがあることを知らなかった。お店に方にお聞きしてよかった。
食事をした店でキャンペーンのチラシを見てまた来ようと思った。	
キャンペーンののぼり旗が出ていると活気づくと思う。	

【その他】

その他意見	また上越に遊びに来たい。
	上越市を楽しませてもらった。
	身近な食材をもっとおいしく食べられるといいと思う。
	旅行に出かけられないので、近くで利用でき嬉しかった。
	景品が当たればまた上越に来るきっかけになる。
	このようなキャンペーンがある上越市が羨ましい。
	県外から参加。上越のお店を知ることができた。
県外から参加。上越の店名を検索して参考にさせてもらった。	

地産地消について

【地産地消の推進、地産地消推進の店について】

好意的意見	地産地消を推進することはとても良いことだと思う
	今後も地産地消にできるだけ協力できたらと思う。
	地産地消を心掛けていたが、キャンペーンをきっかけに娘にその心を伝えた。
	地産地消は意識していなかったが、キャンペーンがいききっかけになった。
	地元のを食べると体が喜ぶ気がする。
	これからも上越地域の食材を意識して食べていきたい。
	いつも利用している直売所、野菜や特産品を求めに通ってる。キャンペーン大歓迎。
地産地消は安心感とエコな感じがいい。	
上越市地産地消推進参加店舗を知り、利用したいと思った。	
改善意見・要望	上越野菜を使ったお料理を新しい調理法で提供してほしい。
	地元の農産物をもっとPRしてほしい。
	地産地消推進の店が広がってほしい。
	上越産にこだわった店を増やし、地域、地域外の方にも関心を持ってほしい。
	上越産の野菜が好き。もっとたくさんのお店で扱ってほしい。
地産地消はとても良い事なのでもっと広めてほしい。上越は海があるのでもっと魚を出すお店があっても良いと思う。	

前年と比較し新たに取り組んだ項目

前年と比較し取り組まなかった項目

No.	認定No.	区分	申請事業者名	店舗名称	店舗住所	ジャンル	小売店							飲食店等					取組状況		
							売出し、特売日12回/年以上	「上越野菜」やその加工品を60日/年提供	地場産の食材や、地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	地場産食材の生産者表示	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	地場産食材使用のレシピ20/年提供	アンケート調査実施	上越市産米100%	地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	上越市産日本酒等の通年提供	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	「上越野菜」やその加工品を使用した料理を60日/年以上提供		アンケート調査実施	
81	2-43	飲食店等	中国料理 王華飯店	中国料理 王華飯店	仲町3-7-9	中華料理								○		○	○			昨年と同様に実施	
82	2-44	飲食店等	旭地区協議会 大島庄屋の家	あさひの里 大島庄屋の家	大島区田麦1096-2	宿泊施設								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
83	2-45	飲食店等	ドライブインふる里	ドライブインふる里	大島区大平447	食堂								○		○				昨年と同様に実施	
84	2-46	飲食店等	割烹 品和亭	割烹 品和亭	吉川区原之町1360	割烹								○	○	○	○	○		昨 years を上回って実施	
85	2-47	飲食店等	リフレ上越山里振興(株)	レストラン・ヨーデル金谷	大貫2-17-40	レストラン								○		○	○	○		昨 years を上回って実施	
86	2-48	飲食店等	Water Bar LIFE	Water Bar LIFE	中央1-5-11	カフェバー								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
87	2-49	飲食店等	株式会社 ゆめ企画名立	レストラン 海のだいどこや	名立区名立大町4280-1	レストラン									○	○	○	○	○	昨年と同様に実施	
88	2-50	飲食店等	有限会社 上越給食センター	割烹 から松や	春日山町3-4-13	割烹								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
89	2-51	小売店	佐々木食品	佐々木食品	吉川区杜氏の郷1	農産加工		○	○											昨年と同様に実施	
90	2-52	飲食店等	株式会社 太平堂	牧湯の里 深山荘	牧区宇津の俣285	宿泊施設								○	○	○	○			昨年と同様に実施	
91	2-53	飲食店等	月影の郷運営委員会	宿泊体験交流施設 月影の郷	浦川原区横住410	宿泊施設								○	○	○				昨年と同様に実施	
92	2-54	飲食店等	蕎麦処 一郷庵	蕎麦処 一郷庵	中郷区岡沢1360	蕎麦										○	○	○	○	昨年と同様に実施	
93	2-55	飲食店等	割烹 高はし	割烹 高はし	東雲町2-1232	割烹								○		○	○	○		昨年と同様に実施	
94	2-56	小売店	五十嵐本店	高級フルーツ野菜問屋 五十嵐本店	中央2-9-10	八百屋		○		○	○									昨 years を上回って実施	
95	2-57	飲食店等	リフレ上越山里振興 株式会社	くわどり湯つたり村	皆口601	宿泊施設								○	○	○	○	○		昨 years を上回って実施	
96	2-58	飲食店等	農家民宿 いろりの里 伊作	農家民宿 いろりの里 伊作	大島区板山1168	農家民宿								○	○				○	昨年と同様に実施	
97	2-59	飲食店等	株式会社 ホテルハイマート	ホテルハイマート	中央1-2-3	ホテル								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
98	2-60	飲食店等		お食事処 多七	レストラン	中央1-2-3	レストラン								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
99	2-61	飲食店等	ホテル米本陣 三和振興株式会社	ホテル米本陣	三和区宮崎新田124-1	宿泊施設								○		○				昨 years を下回って実施	
100	2-62	飲食店等	有限会社 割烹旅館 日本海	割烹旅館 日本海	大潟区九戸浜239-6	割烹、旅館								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
101	2-63	小売店	株式会社 イチコ	イチコ幸店	幸町1-1	スーパーマーケット	○	○		○										昨年と同様に実施	
102	2-64	小売店		イチコ高田西店	飯747	スーパーマーケット	○	○		○											昨年と同様に実施
103	2-65	小売店		イチコ高田南店	南本町2-15-1	スーパーマーケット	○	○		○											昨年と同様に実施
104	2-66	小売店		イチコ直江津店	下源入277-5	スーパーマーケット	○	○		○											昨年と同様に実施
105	2-67	飲食店等	有限会社 貴和	郷土料理と地酒の店 雁木亭	仲町3-4-9	居酒屋								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
106	2-68	飲食店等	加茂屋	加茂屋	長浜1369	旅館								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
107	2-69	小売店	有限会社 山田屋	山田商店	本町3-4-10	八百屋		○		○										昨年と同様に実施	
108	2-70	飲食店等	株式会社 シンクネット	越後農場 ビスけん	仲町3-9-18STプラザ4F	レストラン								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施	
109	2-71	小売店	有限会社 しみず屋	しみず屋 えびす浜店	夷浜702-2	スーパーマーケット	○	○												昨年と同様に実施	
110	2-72	飲食店等	ふるさと村そば処木草庵	ふるさと村そば処木草庵	牧区池舟2	蕎麦								○			○			昨年と同様に実施	
111	2-73	飲食店等	岩野屋旅館	岩野屋旅館	柿崎区柿崎6187	旅館									○	○	○	○		昨年と同様に実施	
112	2-74	飲食店等	株式会社 太平堂	割烹 新柳	牧区落田223	割烹								○	○	○	○			昨年と同様に実施	
113	2-75	小売店	高橋食品	高橋食品	仲町6-2-22	農産加工				○	○									昨 years を下回って実施	
114	2-76	小売店	特定非営利活動法人 食の工房ネットワーク	正善寺工房	下正善寺1027-2	農産加工		○	○	○	○	○								昨年と同様に実施	
115	2-77	小売店	合資会社 山本味噌醸造場	合資会社山本味噌醸造場 本店	中央1-13-4	農産加工		○	○		○									昨年と同様に実施	
116	2-78	小売店		合資会社山本味噌醸造場エルマール店	西本町3-8-8	農産加工		○	○		○										昨年と同様に実施
117	2-79	小売店	一般社団法人 土の香工房	一般社団法人 土の香工房	丸山新田183-1	農産加工		○	○	○	○									昨年と同様に実施	
118	2-80	飲食店等	川上笑学館	川上笑学館	牧区切光1438	宿泊施設								○	○		○	○		昨年と同様に実施	
119	2-81	飲食店等	お食事処 弘光	お食事処 弘光	大豆2-7-10	食堂										○	○	○	○	昨年と同様に実施	
120	2-82	飲食店等	cookingislovekitchenstudio いべまり	kitchenstudio いべまり	東城町1-1-38	弁当総菜								○	○					昨 years を下回って実施	

前年と比較し新たに取り組んだ項目

前年と比較し取り組まなかった項目

No.	認定No.	区分	申請事業者名	店舗名称	店舗住所	ジャンル	小売店						飲食店等					取組状況			
							売出し、特売日12回/年以上	「上越野菜」やその加工品を60日/年提供	地場産の食材や、地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	地場産食材の生産者表示	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	地場産食材使用のレシピ20/年提供	アンケート調査実施	上越市産米100%	地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	上越市産日本酒等の通年提供	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供		「上越野菜」やその加工品を使用した料理を60日/年以上提供	アンケート調査実施	
121	2-83	飲食店等	一般財団法人糸しんの里観光公社	いたくら亭	板倉区針894-3	蕎麦									○	○	○				昨年と同様に実施
122	2-84	飲食店等	NIKU BAR 18	NIKU BAR 18	仲町4-6-12 SKビル1F	ワインバー								○	○	○				○	昨年と同様に実施
123	2-86	小売店	三和牛乳	三和牛乳	三和区大2042	農産加工				○	○										昨年と同様に実施
124	2-87	小売店	そうざい ゆうちゃん	お惣菜 ゆうちゃん	西城町3-11-9	農産加工		○	○		○										昨年と同様に実施
125	2-88	飲食店等	えちご上越農業協同組合	あるんの社 六花の里	大道福田621	レストラン								○			○	○			昨年を下回って実施
126	2-89	小売店		あるんの社 杜もりモール	大道福田621	農産加工	○	○		○	○										
127	2-90	小売店	株式会社 ナルス	ナルス 高田西店	大貫4-4-22	スーパーマーケット		○	○	○											昨年と同様に実施
128	2-91	小売店	八百屋の土田	八百屋の土田	東本町1-3-49	八百屋		○		○											昨年と同様に実施
129	2-92	飲食店等	特定非営利活動法人 よもぎの会	特定非営利活動法人 よもぎの会	牧区原991	弁当総菜								○	○		○	○			昨年と同様に実施
130	2-93	飲食店等	株式会社 やすね	株式会社 やすね	仲町2-2-3	割烹															令和2年度休業
131	2-94	小売店	勝島魚店	勝島 魚店	中央2-1-15	魚店	○	○	○	○	○										R2新規店舗のため、前年比較なし
132	2-95	飲食店等	喜楽屋 くまごろう	喜楽屋 くまごろう	岩木2201-36	居酒屋								○			○	○	○		R2新規店舗のため、前年比較なし
133	30-2	小売店	有限会社 御母家	御母家 本店	上真砂65-1	農産加工	○		○	○	○										昨年と同様に実施
134	30-3	小売店	四季菜の郷利用組合	四季菜の郷利用組合	吉川区杜氏の郷1	農産物直売所			○	○		○									昨年と同様に実施
135	30-4	小売店	有限会社 朝日池総合農場	むら市場	大潟区内雁子252-1	農産物直売所			○	○	○	○									昨年を下回って実施
136	30-5	小売店	イオンリテール株式会社 イオン上越店	イオン上越店	富岡3457	スーパーマーケット			○		○										昨年と同様に実施
137	30-6	小売店	やまや	いつも新鮮・上越産魚・野菜の店 やまや	柿崎区三ツ屋浜486-2	魚屋		○				○									昨年と同様に実施
138	30-7	飲食店等	佐渡見亭	佐渡見亭	柿崎区上下浜426	割烹								○	○	○	○	○			昨年を上回って実施
139	30-8	飲食店等	黒倉ふるさと振興 株式会社	糸しんの里 やすらぎ荘	板倉区久々野1624-1	宿泊施設								○			○	○			昨年と同様に実施
140	30-9	飲食店等	柿崎総合開発 株式会社	マリンホテル ハマナス	柿崎区上下浜262	ホテル								○	○	○	○	○			昨年を上回って実施
141	30-11	小売店	株式会社 中島食品	株式会社 中島食品	本城町4-69	農産加工	○					○									昨年を下回って実施
142	30-12	飲食店等	デュオ・セレッソ	デュオ・セレッソ	西城町3-5-20	冠婚葬祭									○	○	○	○	○		昨年を上回って実施
143	30-13	飲食店等	有限会社 ホテル見はらし	潮風薫る宿 みはらし	大潟区九戸浜238-3	旅館								○	○	○	○	○			昨年を上回って実施
144	30-14	飲食店等	株式会社 大黒屋	旬魚料理と地酒の店 大黒屋	仲町4-5-2	レストラン								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
145	30-15	飲食店等	株式会社 宮崎商店	TOMMY SAY	仲町4-7-24	イタリアン											○	○	○		昨年と同様に実施
146	30-16	飲食店等	旬菜 かがりび	旬菜 かがりび	東雲町2-10-19	居酒屋								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
147	30-17	飲食店等	手打ちらーめん まるとく	手打ちらーめん まるとく	下門前2287	ラーメン店								○			○				昨年と同様に実施
148	30-18	小売店	株式会社 ナルス	ナルス 南高田店	上中田2001	スーパーマーケット		○	○	○											昨年と同様に実施
149	30-19	小売店		ナルス 浦川原店	浦川原区長走547	スーパーマーケット		○	○	○											
150	30-20	飲食店等	株式会社 晴山荘	株式会社 晴山荘	大貫2-17-22	割烹・旅館								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
151	30-21	飲食店等	きすや	お食事処 きすや	大字大場625-10	食堂								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
152	30-22	飲食店等	有限会社 海の幸味どころ軍ちゃん	海の幸 味どころ 軍ちゃん(高田店)	本町4-1-8	居酒屋								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
153	30-23	飲食店等		海の幸 味どころ 軍ちゃん(直江津店)	西本町1-14-2	居酒屋									○	○	○	○	○		
154	30-24	飲食店等	有限会社 鳥まん	直江津を味わうお店 鳥まん	西本町4-1-5	居酒屋									○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
155	30-25	飲食店等	特定非営利活動法人 おりづる	おりづる(高田店)	本城町5-6 地域振興局1F	食堂								○	○		○	○			昨年と同様に実施
156	30-26	飲食店等		おりづる(直江津店)	西本町2-5-6	食堂									○	○					
157	30-27	飲食店等	有限会社 おおた	ごぱん屋カフェ Come & Co.	頸城区百間町732	カフェ								○			○	○			昨年を下回って実施
158	30-28	飲食店等	アートホテル上越	旬越料理 妙高	本町5-1-11	レストラン								○			○	○			昨年を上回って実施
159	30-29	小売店	パティスリー リ・リ	パティスリー リ・リ	富岡3525	ケーキ店				○	○										昨年と同様に実施
160	30-30	小売店	株式会社 イチコ	イチコ 直江津西店	五智1-14-35	スーパーマーケット	○	○		○											昨年と同様に実施
161	30-31	飲食店等	合同会社 上越ミュージアムショップ・オペレーションズ	Restorante Los Cuentos del Mar	五智2-15-15 上越市立水族博物館内	レストラン								○			○	○			昨年と同様に実施

令和3年度 地産地消推進事業について

1 地産地消推進の店募集

- ・通年で募集（随時受付）
- ・受付状況により認定会議を開催する

2 取組、PR事業

①【新】「健康づくりポイント事業」への参加

- ・健康づくり推進課が実施している「健康づくりポイント事業」について、これまで市温浴施設の入浴券を全員プレゼントとしていたが、令和3年度から「地産地消推進の店利用券（500円分）」を新たに加え、内容の充実及び地産地消推進の店の利用促進を図る。
- ・地産地消推進の店のうち、利用券の対応が可能な店舗のみで利用可能とする。

「健康づくりポイント事業」について

- ・市民自らが健康づくりに対する取組や疾病予防に向けた行動への支援として、健康づくり推進課が平成30年度から実施している事業。
- ・市民は取り組んだ分のポイントを集めて応募すると、応募者全員プレゼントのほか抽選で宿泊券等が当たる。

※別紙1-1、1-2を参照

②【新】地産地消推進の店「(仮称)プレミアム認定店」の認定について

- ・地産地消の一層の推進と地産地消推進の店のモチベーションアップを図るため、地産地消推進の店のうち、地産地消の取組が一定基準を超える店を新たに「(仮称)プレミアム認定店」として認定するに当たり、認定基準の作成及び認定店の募集・認定を行う。
- ・事業イメージについては別紙2を参照

③「上越市地産地消推進の店ガイド」の更新

- ・市ホームページに掲載している「上越市地産地消推進の店ガイド」の内容を更新し、最新の店舗情報を掲載する。
- ・「令和3年度版 上越市地産地消推進の店ガイド」の周知チラシを作成し、地産地消推進の店、市内施設等に配布する。

④地産地消推進キャンペーンの実施

- ・地産地消推進の店と協力し、上越産品の生産及び消費拡大と地産地消推進の店の利用促進につながるキャンペーンを実施する。

⑤販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材を交付。
- ・認定店が使用しているのぼり旗等に劣化が見られる場合、新たなのぼり旗等を交付。

⑥ 参考：上越市食育推進計画における地産地消推進の取組

第3次上越市食育推進計画を推進するため、上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を引き続き実施。

- ・ 地場の食品、郷土料理を取り入れた学校給食の推進（教育総務課）
- ・ 地域食材による給食の提供（教育総務課）
- ・ 学校給食用野菜産地の育成（教育総務課）
- ・ 直売所情報の発信（農村振興課）
- ・ 園芸振興事業（農政課）

3 年度末実績報告

- ・ 上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第11条に基づく実績報告を実施。
実施予定時期 2月上旬～

4 認定の更新希望調査

- ・ 上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第8条に基づく認定の更新希望調査。
（上記の実績報告と合わせて行う）

※更新対象店舗

認定年度	認定期間	店舗数	内 訳		事業者数
			小売店	飲食店等	
R1	令和元年 6.20～令和 4.3.31	8	4	4	8
	令和 2年 3.31～令和 4.3.31	5	0	5	5
合計		13	4	9	13

健康づくりポイント



令和2年度は、新たに健康管理等の目標を設定し達成したことにポイントが付きます。自分に合った取組に挑戦してください。

健康診査やがん検診の受診、ご自身の健康管理や健康づくりに関する講座等に参加し、ポイントを貯めて応募してください。楽しみながら健康づくりをして、健康な生活習慣を手に入れましょう。



ポイント 内容

1 健康ポイント

健康診査やがん検診などを積極的に受診して、ポイントを貯めて応募してください。

2 がんばるポイント

運動習慣や健康管理の具体的な取組です。無理をせず、自分にあった取組に挑戦してください。頑張った成果でさらにポイントを貯めてください。

3 グループポイント

2人以上のグループで健康づくりポイントに取組む(友人を誘って健診に行く、運動を始めるなど)

15ポイント以上貯め、取組シートを提出

①市温浴施設等の入浴券(1回分) **全員プレゼント!**

②特別賞 **抽選でプレゼント!**

A・B・Cのいずれかの希望商品を選んで取組シートに記入してください。



A賞

市宿泊施設の
宿泊利用券
(2万円分)



(10名様)

B賞

メイド・イン上越
認証品セット
(3,500円相当)



(100名様)

※セット内容は写真と変わる場合があります。

C賞

クオカード
(1,000円分)



(200名様)

※クオカードはコンビニやドラッグストア・ガソリンスタンドなどで利用できる全国共通のギフト券(商品券)です。

対 象

18歳以上の市民(令和3年3月31日現在の年齢)

取 組 期 間

令和2年4月～令和3年3月末

応 募 締 切

令和3年3月12日(金)まで

令和3年3月13日～3月31日までの達成見込のポイントについてもポイントがつけられません。

応 募 方 法 等

- 窓口で応募……取組シートに必要事項を記入し、健康づくり推進課、国保年金課、各総合事務所、南・北出張所に提出してください。
- その他の応募……郵送、ファックス、メールで下記の応募先、アドレスに送付してください。
- 取組シートは応募窓口にあります。市ホームページからもダウンロードができます。
- ご記入いただいた個人情報は健康づくりポイント事業以外の目的には使用しません。
- ※応募は1人につき1回です。
- ※特別賞については応募締切後、厳正なる抽選を行い、3月中に賞品を発送いたします。
- ※市温浴施設の入浴券は応募があった順に毎月郵送で送付いたします。



問合せ
応募先

上越市健康づくり推進課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電 話 : 025-526-5111 (問い合わせは開庁日を除く午前8時30分～午後5時15分)

F A X : 025-526-6116

応募先メールアドレス kenkoupointo@city.joetsu.lg.jp

健康づくりポイント取組シート(コピー可)

太枠の中に記入してください。取り組んだ内容・期日を記入しポイントを合計してください。
ポイントの空欄はポイントに取組毎の回数に乗じて記入してください。

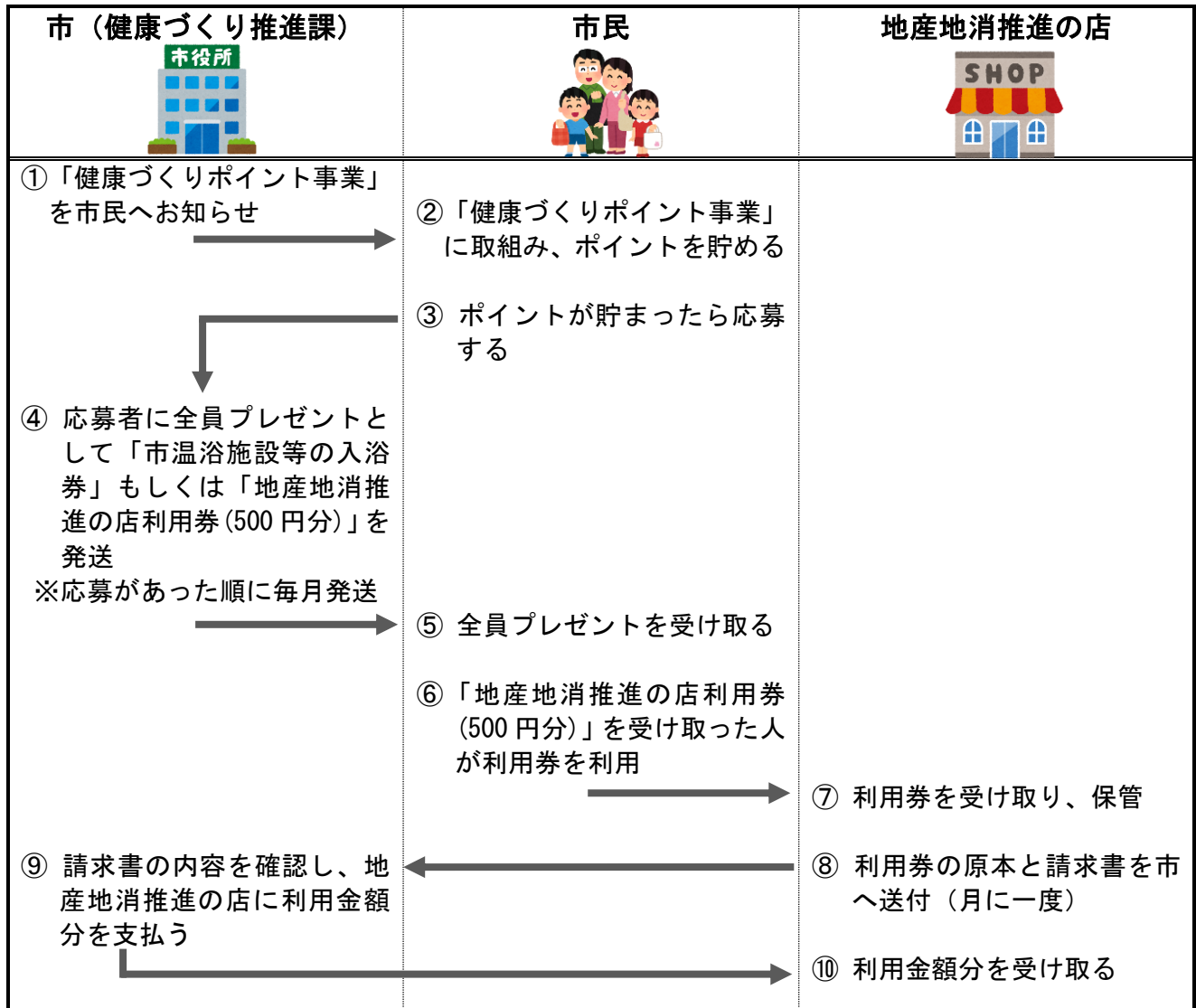
「健康づくりポイント」が
きっかけで新たに始めた
ことや再開したことに○
をつけてください

ポイント内容		取り組んだ内容・期日	令和2年4月～令和3年3月末の期間に取り組んだ内容です	ポイント	新規取組
1 健康ポイント	①健診の受診（市民健診・特定健診・後期高齢者健診、事業所健診、人間ドック）	<input type="checkbox"/> 市健診等 <input type="checkbox"/> 職場健診 <input type="checkbox"/> 人間ドック	令和 年 月 日	5	
	②歯科健診の受診		令和 年 月 日	5	
	③健診結果説明会への参加		令和 年 月 日	3	
	④がん検診の受診 （大腸、肺、前立腺、肝炎ウイルス、乳、子宮頸がん検診） ※胃がん検診を受診すると【5ポイント】 上越市では胃がんによる死亡者の割合が多いこと から胃がん検診のポイントを令和2年度5ポイント にしました。早めに検診を受けましょう	<input type="checkbox"/> 胃がん <input type="checkbox"/> 大腸がん <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 前立腺がん <input type="checkbox"/> 肝炎ウイルス <input type="checkbox"/> 子宮頸がん <input type="checkbox"/> 乳がん	令和 年 月 日	5 3 3 3 3 3 3	
	⑤市や町内会等が行う身体活動や運動を伴うイベント や健康に関する講座に参加その他健康づくりに資する活動【1回毎1ポイント】	◆内容 ◆実施日			
	2 がんばるポイント 3か月以上続けよう！	①ジョギングやウォーキング	ジョギングを3か月以上続ける	◆期間 年 月～年 月	3
ウォーキングを3か月以上続ける			1日 10,000歩 ◆期間 年 月～年 月	3	
			1日 5,000歩 ◆期間 年 月～年 月	2	
			1日 3,000歩 ◆期間 年 月～年 月	1	
②運動		ご自身でラジオ体操やストレッチなどの運動の目標を立て3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆目標内容 ◆期間 年 月～年 月		
		スポーツジムや団体、サークルなどでの活動を3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容 ◆期間 年 月～年 月		
③健康管理		減塩などの食事や体重測定、血圧測定を毎日3か月以上続ける	食事（減塩）◆期間 年 月～年 月	2	
			体重 ◆期間 年 月～年 月	2	
			血圧 ◆期間 年 月～年 月	2	
④禁煙		令和2年4月以降から（電子たばこ等を含む）禁煙を開始し3か月以上継続して禁煙	◆期間 令和2年 月～令和 年 月	2	
new! ⑤成果確認	2がんばるポイント①～④の取組で目標を立て達成したこと（成果） 記入例 <input type="checkbox"/> 体重【体重を3キロ減量した】 <input type="checkbox"/> 腹囲【3cm減った】 <input type="checkbox"/> その他【腰痛がなくなった】 【取組達成毎3ポイント】	◆目標達成（成果）内容を記入してください。 <input type="checkbox"/> 体重【 <input type="checkbox"/> 腹囲【 <input type="checkbox"/> 血圧【 <input type="checkbox"/> その他【 【			
3 グループポイント 2人以上のグループで健康づくりポイントに取り組む	◆内容		2		
「1健康ポイント」+「2がんばるポイント」+「3グループポイント」の合計					

住所	□□□-□□□□ 上越市		
氏名	フリガナ	電話	— —
		職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他
年齢	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
特別賞		希望の商品を1個のみ選んでください	
		<input type="checkbox"/> A 宿泊利用券 <input type="checkbox"/> B メイド・イン上越認証品 <input type="checkbox"/> C クオカード	

健康づくりポイント事業についてご意見をお書きください。

「健康づくりポイント事業」の全員プレゼント（地産地消推進の店利用券）利用の流れ



- ・令和3年度の「健康づくりポイント事業」の実施期間は令和3年4月から令和4年3月末までです。
- ・市民の方がポイントを貯めて応募する期間があるため、実際に「地産地消推進の店利用券」の利用は、6月～7月になるとみられます。
- ・「地産地消推進の店利用券」が利用できる店舗一覧を利用券とともに応募者へ送付します。

※参考：令和元年度の健康づくりポイント応募者数：1,916人

上越市地産地消推進の店「(仮称)プレミアム認定」の概要(案)

【事業目的】

上越市地産地消推進の店認定事業は、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、本市における農林水産業の振興に資することを目的に平成22年度から実施しているが、新たなインセンティブ※1を付与し、更なる地産地消推進の店のモチベーションアップと認定店拡大に向け、一定基準を超える店を新たに「(仮称)プレミアム認定店」として認定し、地場産農林水産物の販路拡大と需要拡大を推進する。

※1 インセンティブ:意欲を引き出すための外部からの刺激

【「(仮称)プレミアム認定店」新設の理由】

- ・事業開始から10年が経過し、更に地産地消を盛り上げるきっかけが必要
 - ・認定店からは、認定項目に多く取り組んでいる店舗と、そうでない店舗が同様の取扱いになっているため、取扱いを検討してほしいとの声がある。
 - ・認定店であるメリットを感じられないという理由で辞退される店舗がある。
- ⇒ 多くの地産地消の取組を行っている店舗が評価される、また、認定店がメリットを感じ、地産地消を一層盛り上げる新たな仕組みづくりが必要

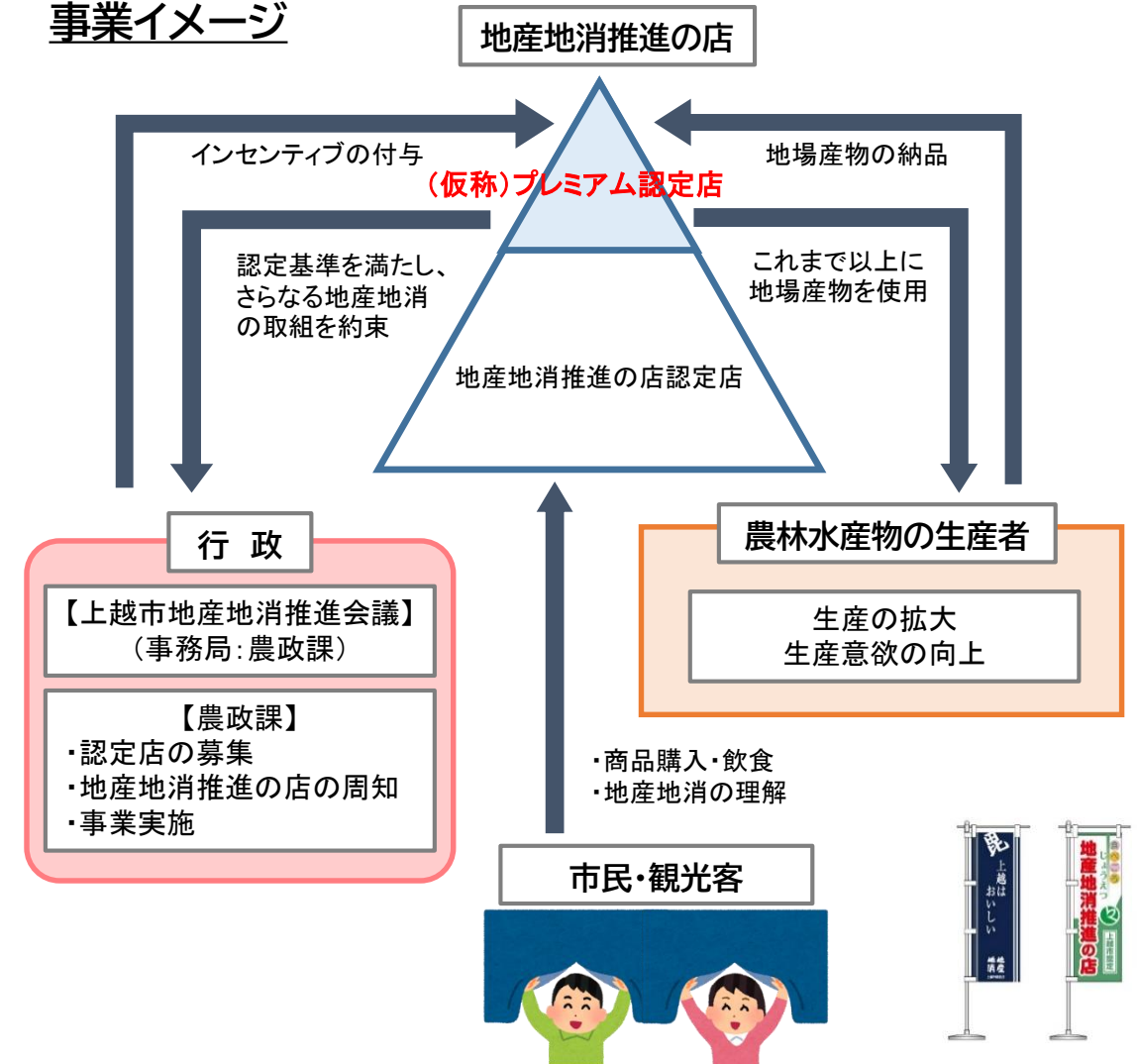
【「(仮称)プレミアム認定店」新設により期待される効果】

- ・地産地消推進の店全体の意識が向上し、一層の地産地消の推進が図られる。
- ・プレミアム認定店を目指す店舗が増え、地産地消推進の店認定事業が活性化する。
- ・新規事業を市民へ周知することで、市民の地産地消の意識が向上する。

【プレミアム認定店に付与されるインセンティブ(案)】

- ・プレミアム認定店の認定証を交付することによる、一段上の市の承認(新たなデザインの認定証)
- ・プレミアム認定店に特化した店舗の宣伝(市ホームページや市公式LINE、SNS等)
- ・市が企画するイベントへの優先的な参加
- ・プレミアム認定店対象事業の実施(地産地消メニューを学校給食に採用、新聞掲載等)

事業イメージ



上越市地産地消推進の店「(仮称)プレミアム認定店」認定基準(案)

【現在の認定基準】

(1) 小売店

項 目	
必須	(1) 地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取組を増やしていこうとする意欲のある店
	(2) おおむね一年を通じて、地場産の食材の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3) 推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5) 食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6) 地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7) 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」*やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8) 地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9) 地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10) 地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11) 地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12) 自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目	
必須	(1) 地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取組を増やしていこうとする意欲のある店
	(2) 年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3) 推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5) 食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6) 上越市産米を100%使用する店
	(7) 地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8) 上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9) 地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10) 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」*やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11) 自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

【認定基準の方向性】

○現在の認定基準は原則そのまま使用。

- ・現在の認定基準は、他県や県内他市町村の基準と比較すると、項目内容が具体的な上、ハイレベルな内容であることから、これ以上厳しい基準を設定することが難しいと考える。
- ・現在の認定基準で事業を10年以上継続しており、大幅に内容を変更すると、認定店や市民が混乱する恐れがあるため、現在の認定基準を継続して使用する。
- ・お店が目指すような基準、公表して納得の得られる基準、お店に行ってみたくなる基準を新設。

○その他、現在の認定基準に関する検討事項

- ・必須項目の中に、新型ウイルスなどの感染症拡大予防に関する項目を設ける必要性について
- ・各項目の文言や表現の見直しの必要性について
- ・その他事務(実績報告等)の見直しの必要性について

【認定基準(案)】

小売店

- ・現在の認定基準「選択項目」7つのうち、4つ以上が該当
→ R1年度実績で小売店全体の17.0%
- ・プレミアム認定店としてふさわしい新設の条件

飲食店等

- ・現在の認定基準「選択項目」6つのうち、5つ以上が該当
→ R1年度実績で飲食店全体の22.2%
- ・プレミアム認定店としてふさわしい新設の条件

令和3年度認定スケジュール（案）

